

一般社団法人いわき市薬剤師会会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第7条に定める正会員及び準会員並びに特別会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人いわき市薬剤師会（以下「本会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条に規定する経費の負担は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

①入会金

正会員 10,000円

②会費

正会員 15,000円

(2) 準会員

①入会金

準会員 10,000円

②会費

準会員 15,000円

(3) 特別会員

会費 2,000円

2 事業年度の途中で入会した正会員または準会員のその事業年度の会費は全額徴する。

(会費等の納入)

第3条 会員は、毎事業年度の会費を会長の指定する期日までに、納入しなければならない。

2 会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳等に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(督促及び延滞金)

第4条 第3条に規定する納付期限を超えても納入されない場合は、納入期限を付して

催告するものとする。

- 2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第5条 正会員又は準会員が事業年度の途中で退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

- 2 本会は、既に納入した入会金及び当該事業年度において既に納入した会費については、これを返還しない。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程を改正、廃止する場合には、理事会の会議を経て、総会の議決により行わなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人いわき市薬剤師会の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。